

動物用体外診断用医薬品製造業登録証

氏名又は
名称 株式会社微生物化学研究所

製造所の
所在地 京都府宇治市槇島町十一 29 番地 1

製造所の
名称 株式会社微生物化学研究所 第二研究所

登録の
有効期間 令和 4 年 7 月 18 日から
令和 9 年 7 月 17 日まで

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 23 条の 2 の 3 第 1 項の規定により登録を受けた動物用体外診断用医薬品の製造業者であることを証する。

農林水産大臣 金子 原二郎